

〔資料 5〕 総務関係資料

平成 22 年度事業計画・収支予算策定の基本方針

(平成 22 年 1 月 18 日 理事会決定)

「商品先物取引法」が施行される平成 22 年度においては、今後の金融商品との競合を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効性のある法施行の実現に取り組むとともに、会員が新たな法制度の枠組みの中で多様な経営選択が可能となるよう環境整備を図る。

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組
商品先物取引法に係る改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、本会会員の円滑な事業展開に資するものとなるよう、政省令改正に協力し、新法に係る商品先物取引制度の整備に取り組む。
2. 商品先物取引法の発展に向けた取組
市場の流動性向上に資する施策を検討し、その実現を働きかけていくとともに、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進を図る。
3. 協会の事業体制見直しを踏まえた予算編成
昨年末に会員の賛同を得た協会の事業内容・運営規模の見直しの方向を踏まえ、商品先物取引制度の整備のための調査研究と建議要望を主体とした事業遂行に必要な予算編成とする。

以上

平成 22 年度事業計画

「商品先物取引法」が施行される本年度においては、今後の金融商品との競合、商品先物取引業者における外国商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引への経営領域の拡大を視野に入れ、わが国における商品先物取引の振興にとって実効ある法施行の実現と、新たな法制度の枠組みの中で本会会員の多様な経営選択を可能とする環境整備のための施策を推進する。事業を遂行するにあたっては、事務局体制の削減に伴い、必要に応じて外部機関への事務委託を活用する。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 商品先物取引法の施行に向けた取組

商品先物取引法に係る改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行がわが国商品先物市場の競争力を強化させるとともに、商品先物取引の振興に資するものとなるよう、法施行に関連する情報を会員に提供し、共通認識の醸成と会員の業務上の取組支援を図る。

(具体的取組事例)

- ① 政省令改正等新法施行に係る会員周知（会員代表者懇談会、会員に対する説明会の開催）
- ② 新たな勧誘規制に対応した営業展開・受託契約・顧客管理等のあり方
- ③ 商品先物取引業の拡大に伴う純資産額規制比率（海外・店頭商品先物取引業を兼業する場合の比率）の弾力的適用等の検討
- ④ 外国商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引（CFD取引等）の受託等に係る制度整備
 - ・信頼性確保のための自主規制の先行的導入提言
 - ・分離保管等委託者資産保全措置のあり方の検討、等
- ⑤ 制度改正に伴う法定帳簿等の見直し

2. 商品先物取引法の発展に向けた取組

商品先物取引法の下で、本会会員である商品先物取引業者が多様な経営選択と円滑な事業展開を図ることが可能となるよう、新法に基づく制度の定着と円滑な運用に資する施策を検討し、関係機関にその実現を働きかける。

また、新たな流動性提供者となる商品先物取引業者・同仲介業者の参入促進に資する施策に取り組む。

〔具体的取組事例〕

- ① マーケットメーカーの活用による取引活性化策の検討
- ② 「プロ」(特定委託者・特定当事者)の参入しやすしい取引環境の整備・取引利便性の向上
- ③ SPAN証拠金の円滑な導入・定着に係る協力・支援
- ④ J C C Hにおけるクリアリング制度の充実・機能強化策の検討の場への積極的参加
 - ・証拠金に係る金利の取扱いと連約補てん財源の充実策
 - ・O T C クリアリングの引受け、等
- ⑤ 国内・海外・店頭取引を兼業する場合の顧客資産の管理のあり方異なる分離保管先の顧客資金の区分管理方法と将来的に一体的管理を行うための課題の検討等
- ⑥ 新・商品先物取引業者の参入促進に向けた取組
 - ・隣接業界からの参入誘引戦略の検討
 - ・商品先物取引業と金融商品取引業との取引慣行、業務規制(法定帳簿等)の乖離極小化
 - ・トラブル多発業者の参入排除要請、等
- ⑦ 商品取引仲介業者(I B)の参入促進
 - ・保険業、投資顧問業、弁護士、会計士等多様な分野からの参入促進策の検討等

II. 調査研究に係る事業

1. 制度改善・税制要望等の企画立案事業の推進のための理論整備
制度改善・税制要望等企画立案事業を推進するに当たっての理論整備のための調査研究及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

〔具体的取組事例〕

- ① 商品先物取引業者としての純資産額規制比率のあり方に係る理論整備
海外商品先物取引・店頭商品デリバティブ取引に係るリスク評価のあり方、純資産評価における固定資産の取扱い等
- ② 金融所得課税一体化に向けた、諸外国の投資家税制等に関する調査
- ③ 海外商品取引所の取組等の現状把握

2. 商品先物取引に係る研究支援

学界における商品先物取引に係る研究の深化を促すため、取引所及び関係団体と連携して助成を行う。

〔具体的取組事例〕

- ① 改正商品取引所法に係る逐条解説研究の委託
- ② 商品先物市場における投機の役割等に係る理論整備(価格の安定効果等)について数値化して論証する等)

III. その他の事業

「協会ホームページ」及び「商品さきもの知識普及委員会ページ」を活用して、政府等社会の動き及び協会における各種取組みの成果物、会議資料等を掲載し、社会及び会員に対し、情報発信を行う。

以上

平成 23 年度の協会運営について

1. 運営の基本方針

協会運営は、国内商品市場取引の受託及び取次ぎを行う商物先物取引業者（現商品取引員）の業務支援に資する活動を主体に行う。

店頭商品デリバティブ取引及び外国商品先物取引に係る事業運営については、今後の当該事業への商品先物取引業者の参入状況を見つつ、必要に応じ対応を検討する。

2. 協会組織

(1) 会員

商品先物取引業者を会員とする。(⇒定款改正)

(2) 事務局（平成 23 年度期首を目的に実施）

平成 23 年 4 月から常勤役員 2 名体制とする。(平成 22 年 11 月現在、役員 1 名、常勤職員 3 名、パート職員 1 名)

協会の庶務・経理事務は日商協に事務委任する方向で、日商協と調整する。

退職する職員については、退職金の割増及び採用を希望する会員企業への就職あっせんを行ない、本年度中に希望退職者を募る。(昨年度と同条件)

(3) 事務所（平成 23 年 8 月を目的に実施）

現事務所（日商協ビル 7 階、47.6 坪）の賃貸借契約を解約し、日商協事務所内におく方向で日商協と協議する。

3. 予算規模及び会費

(1) 予算規模

上記の運営方針及び協会組織を前提に、運営準備金を活用して、事業費 5 千万円、事務所費 4 千万円、計 1 億円弱の予算規模とする。

（平成 22 年度予算額：事業費 6,600 万円、事務所費 7,200 万円、計 1 億 4 千万円）

(2) 会費体系

国内商品市場取引を行わない商品先物取引業者の会員加入を考慮すると、固定的会費の比率を高め、国内商品市場取引の売買数量をベースとした定率会費の比率を下げた会費体系に変更する必要がある。

以上

平成 23 年度事業計画

商品先物取引法の施行により国内取引所取引に加え外国商品先物取引及び店頭商品デリバティブ取引が同法の規制対象となったが、わが国の経済にとっては国内商品市場を十全に機能させることが喫緊の課題である。このことを踏まえ、本年度においては本会会員の行う商品先物取引業の中核である国内商品市場における取引の活性化に向けた施策に重点的に取り組む。

I. 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 国内商品市場の活性化に向けた取組

(1) 商品先物取引業の一層の円滑化に向けた取組

商品先物取引法による諸規制、新証拠金制度、損失限定取引等について、会員各社における対応状況、運用の実態等を踏まえ、本会会員において円滑に商品先物取引業が遂行できるよう、所要の改善、見直しを求めていく。

併せて、日常の業務遂行に係る会員からの相談に適切に対処し、その迅速な解決を図る。

(2) 市場参加者の増大に向けた取組

市場流動性にとって不可欠な一般投資家の市場参加を増大させるため、会員・取引所・関係機関との連携を図り、インターネットやセミナー等を通じて商品先物取引に関する様々な情報提供を行う。

また、国内商品市場における取引等へのアクセシビリティの拡大を図る観点から、商品先物取引仲介業者への参入促進に資するよう、協会ホームページやセミナー等を活用し、同仲介業にとって必要な情報（登録に係る諸手続き、遵守事項、所属商品先物取引業者との契約事項等）を提供する。

2. 「総合的な取引所」のあり方等についての検討

商品先物取引と証券・金融取引に係る市場を包含する「総合取引所」について、政府における検討の進捗に合わせ、商品先物市場の機能面を中心に市場参加者の観点から商品先物市場のあるべき姿を検討し、実現を求めていく。

また、上記の検討と併せて、平成 26 年 5 月に取引システムの更新時期を迎える東京工業品取引所商品市場のあり方（他の取引所との統合等）についても必要に応じて提言を行う。

3. 金融所得課税一体化の実現

投資へのインセンティブ及び総合取引所の推進の観点から、「平成 24 年度税制要望」において、金融所得課税の一体化の早期実現を要望する。

その際、「平成 23 年度税制改正大綱」において、上場株式の譲渡益に対する優遇税制（申告分離課税：税率 10%）が平成 25 年末まで延長することとされたことを踏まえ、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする金融所得課税の一体化を要望する。

* 「平成 23 年度税制改正大綱」では、『金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能などころから、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める』との基本的な考え方が示され、平成 24 年 1 月 1 日以降、先物取引に係る所得については、現行の市場デリバティブ取引間での損益通算に加え、店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引及び店頭カバードワラントも損益通算の対象とすることとされた。

一方、株の譲渡所得を含む課税の一体化については、『平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討』するとされたが、これまでの優遇税制延長の経緯を鑑みると、平成 24 年末以降、軽減税率延長の議論が再燃することは明らかであり、その場合には課税の一体化がさらに先送りとなる可能性が高い。

こうした事情を考慮すると、上場株式の譲渡所得等の本則税率への変更を待つことなく、税率の異なる金融商品間での損益通算を可能とする要望を推進することが適当である。

II. 調査研究に係る事業

総合取引所の具体化・税制要望等、制度改善に係る施策を推進するに当たっての理論整備のための調査及び基礎となる業界統計データの収集・集計を行う。

併せて、金融所得課税の一体化に関連して、商品先物取引業者が委託者に「年間取引報告書」を交付することにより委託者が確定申告を行う方法、及び委託者の選択により商品先物取引業者において委託者の所得について源泉徴収を行う方法を可能とする、いわゆる「総合口座」の導入について、実務的な対応を含め検討する。

III. その他の事業

1. 投資家税制に係る啓蒙

平成 24 年 1 月以降のデリバティブ取引に係る課税の一体化について、過年度に作成した税制パンフレットの改訂、協会ホームページでの告知等により投資家への啓蒙を図る。

2. 商品先物関連情報の提供

協会ホームページ等を活用して、商品先物取引に係る知識、及び協会における取組の成果物、会議資料等を掲載し、広く投資家・会員等に対し適時に情報を発信する。

以上

定款改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、時代の要請に即応した<u>商品デリバティブ取引</u>（<u>商品先物取引法</u>（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、<u>商品デリバティブ取引</u>の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって<u>商品デリバティブ取引</u>の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>商品デリバティブ取引</u>制度の改善及び会員の経営改善に資する事業</p> <p>(2) 前号に係る政府等に対する建議要望</p> <p>(3) <u>商品デリバティブ取引</u>の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成</p> <p>(4) 前各号に附帯する広報等事業のほか、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する<u>商品先物取引業者</u>とする。</p> <p>(除名等)</p> <p>第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分又は本会の定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、時代の要請に即応した<u>商品先物取引</u>制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、<u>商品先物取引</u>の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって<u>商品先物市場</u>の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>商品先物取引</u>制度の改善及び会員の経営改善に資する事業</p> <p>(2) 前号に係る政府等に対する建議要望</p> <p>(3) <u>商品先物取引</u>の健全な発展に資する研究及び調査並びに統計資料の作成</p> <p>(4) 前各号に附帯する広報等事業のほか、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する<u>商品取引員</u>とする。</p> <p>(除名等)</p> <p>第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>商品取引所法</u>（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分又は本会の定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反</p>

- 1 -

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(届 出)</p> <p>第10条 会員は、<u>定款の施行に関する規則</u>（以下「<u>定款施行規則</u>」という。）の定めるところにより、会員の代表者として本会に対して権利を行使する者（以下「<u>会員代表者</u>」という。）1名を定め、会長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 会員は、<u>定款施行規則</u>で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本会に届け出なければならない。</p> <p>(<u>会員たる地位の承継</u>)</p> <p>第11条 法第225条第1項及び法第228条第1項の規定に基づく主務大臣の認可を受けて会員の<u>商品先物取引業の全部が一の者に承継された場合において、その承継した者が会員でないときは、当該会員の会員たる地位は当該承継した者が承継したものである。</u></p> <p>2 法第225条第1項及び法第228条第1項の規定に基づく主務大臣の認可を受けて会員の<u>商品先物取引業の全部が二以上の者に承継された場合において、それらの者のうち当該商品先物取引業の主たる部分を承継した者として本会が指定する一の者が会員でないときは、当該会員の会員たる地位は当該一の者がこれを承継したものである。</u></p> <p>(<u>準会員の資格等</u>)</p> <p>第13条 <u>商品先物取引業者以外の者であって、本会の目的に賛同するものは、準会員となることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この定款の変更は、平成23年1月1日から施行する。</p>	<p>したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(届 出)</p> <p>第10条 会員は、<u>別に定めるところにより、会員の代表者として本会に対して権利を行使する者</u>（以下「<u>会員代表者</u>」という。）1名を定め、会長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 会員は、<u>商号の変更その他の別に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容を本会に届け出なければならない。</u></p> <p>(<u>会員の合併</u>)</p> <p>第11条 <u>会員が合併した場合において、その合併により存続し又は設立された法人が商品取引員であるときは、その会員たる地位は承継されるものとする。</u></p> <p>(<u>準会員の資格等</u>)</p> <p>第13条 <u>商品取引員以外の者であって、本会の目的に賛同するものは、準会員となることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	---

- 2 -

「定款の施行に関する規則」改正 新旧対照表

新	旧
<p>(会員代表者の資格要件及び届出)</p> <p>第4条 定款第10条第1項に規定する会員代表者は、<u>会員の役員(取締役に限る。)</u>でなければこれになることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この規則の改正は、理事会承認の日(平成22年5月31日)から施行する。</p>	<p>(会員代表者の資格要件及び届出)</p> <p>第4条 定款第10条第1項に規定する会員代表者は、会員の<u>代表役員</u>でなければこれになることができない。<u>ただし、払込出資金又は払込資本金が100億円以上の会員にあっては、代表権のない役員又はこれに準ずる者であっても会員代表者となることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

定款施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(入会申込書及びその添付書類)</p> <p>第2条 定款第6条第1項に規定する入会申込書は、様式第1号による。</p> <p>2 定款第6条第2項第2号の書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本店、支店その他の営業所または事務所の名称及び所在地を記載した書面</p> <p>(2) 役員の氏名又は名称及び住所を記載した書面</p> <p>(3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第2条第22項各号に掲げる業務の種別</p> <p>(4) 登記事項証明書(外国法人である場合には登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書)</p> <p>(5) 次に掲げる場合に及び、それぞれに定める書面</p> <p>イ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面)及び沿革を記載した書面</p> <p>ロ 役員が法人でない場合 当該役員の住民票の写し等及び履歴書</p> <p>(6) 取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面</p> <p>(7) 法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を行う場合にあっては、当該行為に係る商品市場の名称及び同第21項各号に掲げる行為の別を記載した書面</p> <p>(8) 主要な株主又は出資者の氏名又は商号及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>(9) 直前事業年度の決算関係書類</p> <p>(届出事項)</p> <p>第5条 定款第10条第2項に規定する届出は、次に掲げる場合に該当することとなったときにこれを行うものとする。</p> <p>(1) 商号又は名称を変更したとき。</p> <p>(2) 資本金額を変更したとき。</p>	<p>(入会申込書及びその添付書類)</p> <p>第2条 定款第6条第1項に規定する入会申込書は、様式第1号による。</p> <p>2 定款第6条第2項第2号の書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(4) 本店及び従たる営業所の名称及び位置を記載した書面</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 登記簿の謄本又はこれに代わる書面</p> <p>(2) 役員の戸籍抄本若しくは住民票の写し又はこれらに代わる書面及び履歴書</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 会員加入市場名及び受託等業務許可市場名を記載した書面</p> <p>(5) 主要な株主又は出資者の氏名又は商号及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>(6) 直前事業年度の決算関係書類</p> <p>(届出事項)</p> <p>第5条 定款第10条第2項に規定する届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>(1) 商号を変更したとき。</p> <p>(2) 資本金額を変更したとき。</p>

<p>(3) 役員に変更があったとき。</p> <p>(4) 本店、支店その他の営業所若しくは事務所を開設し、その名称若しくは所在地を変更し、又は廃止したとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(6) 法第2条第22項各号に掲げる業務の種別を追加し、又は変更したとき。</p> <p>(7) 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更したとき。</p> <p>(8) 法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為に係る商品市場を変更したとき。</p> <p>(9) 法第2条第21項各号に掲げる行為の別を変更したとき。</p> <p>(10) 商品先物取引業を廃止したとき。</p> <p>(11) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の申立てを行ったとき、又はこれらの手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき</p> <p>(12) 合併、分割又は事業譲渡したとき。</p> <p>(13) 法第196条第1項に規定する兼業業務を営むこととなったとき、又はこれを変更若しくは廃止したとき。</p> <p>(14) その他理事会が必要と認めたとき。</p> <p>(実施期日)</p> <p>この規則の変更は、平成23年1月1日から実施する。</p>	<p>(3) 役員に変更があったとき。</p> <p>(4) 本店、支店その他の営業所の名称又は位置を変更したとき。</p> <p>(5) 従たる営業所を開設し、又は廃止したとき。</p> <p>(6) 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数の対する割合及び会員との関係を変更したとき。</p> <p>(7) 商品取引受託等業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 商品市場における取引等の受託を行う商品市場及び取引等の別を変更したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 商品取引受託等業務を廃止したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 合併、会社分割又は事業譲渡したとき。</p> <p>(11) 法第196条第1項に規定する業務を営むこととなったとき、又はこれを変更若しくは廃止したとき。</p> <p>(12) その他理事会が必要と認めたとき。</p>
---	---

常設委員会及び特別委員会規則新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び所掌事項)</p> <p>第2条 常設委員会として、市場戦略統合委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 本会の組織に関する事項</p> <p>② 定款及び諸規則の制定・改廃に関する事項</p> <p>③ 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項</p> <p>④ 本会の入会金及び会費に関する事項</p> <p>⑤ 本会の経理処理に関する事項</p> <p>⑥ 会員の商品先物取引業及び経営の改善のための施策に関する事項</p> <p>⑦ 商品デリバティブ取引に係る制度政策の企画立案に関する事項</p> <p>⑧ 商品デリバティブ取引に係る調査研究に関する事項</p> <p>⑨ 商品デリバティブ取引の普及啓発に関する事項</p> <p>⑩ 経営改善のための施策及び制度政策の実現のための広報活動に関する事項</p> <p>⑪ その他、理事会からの諮問事項</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、理事及び会員の役員のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>2 委員会の所掌事項に関し必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該所掌事項ごとに会員、商品取引所若しくは商品デリバティブ取引業界に関する団体（以下「関係団体」という。）の役員又は学識経験者のうちから選任する専門委員を加えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(種類及び所掌事項)</p> <p>第2条 常設委員会として、市場戦略統合委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 本会の組織に関する事項</p> <p>② 定款及び諸規則の制定・改廃に関する事項</p> <p>③ 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項</p> <p>④ 本会の入会金及び会費に関する事項</p> <p>⑤ 本会の経理処理に関する事項</p> <p>⑥ 会員の受託業務及び経営の改善のための施策に関する事項</p> <p>⑦ 商品先物取引に係る制度政策の企画立案に関する事項</p> <p>⑧ 商品先物取引に係る調査研究に関する事項</p> <p>⑨ 商品先物取引の普及啓発に関する事項</p> <p>⑩ 経営改善のための施策及び制度政策の実現のための広報活動に関する事項</p> <p>⑪ その他、理事会からの諮問事項</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、理事及び会員の役員のうちから選任する委員をもって構成する。</p> <p>2 委員会の所掌事項に関し必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該所掌事項ごとに会員、商品取引所若しくは商品先物取引業界に関する団体（以下「関係団体」という。）の役員又は学識経験者のうちから選任する専門委員を加えることができる。</p> <p>(以下 略)</p>

この規則の変更は、平成23年1月1日から施行する。

附 則